

平成18年5月25日

各 位

会 社 名 サンウエーブ工業株式会社
代表者名 取締役社長 織田 昌之助
(コード番号 7993 東証第 1 部)
問合せ先 取締役専務役員 小濱和久
(TEL. 03 - 3518 - 4317)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - (1)当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。
 - (2)株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。
 - (3)単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する規定第11条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - (4)インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会の参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - (5)必要が生じた場合に書面または電磁的方法により、取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第26条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - (6)その他、会社法が施行されたことに伴い、用語、引用条文、条数等につきまして所要の変更を行い、併せて、監査役の員数を増やすなど経営強化・効率化に向けた措置を講じるとともに、一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
2. 定款変更の内容 別紙のとおり
3. 日 程 定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上

変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社はサンウェーブ工業株式会社という。英文では SUN WAVE CORPORAT IONと表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 <以下省略></p> <p>(所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。 <新 設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>サンウェーブ工業株式会社と称し</u>、英文では SU N WAVE CORPORA TIONと表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営むこと</u>を目的とする。 <現行どおり></p> <p>(所在地)</p> <p>第3条 当社は、<u>本店を東京都千代田区に置く。</u></p> <p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公 告)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式 (株式の総数および株式の消却)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数は1億2千万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p><新 設></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、1億2千万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は1,000株とする。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="336 331 488 365"><新 設></p> <p data-bbox="236 981 472 1014">(名義書換代理人)</p> <p data-bbox="217 1025 767 1872"> <u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する</u>。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録および单元未満株式の買取り等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ</u> 当社において<u>これを取扱わない</u>。 </p>	<p data-bbox="842 331 1286 365"><u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p data-bbox="826 376 1377 969"> <u>第11条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する<u>单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> </p> <p data-bbox="842 981 1082 1014"><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p data-bbox="826 1025 1377 1648"> <u>第12条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する</u>。 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない</u>。 </p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪失登録、单元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよびその手数料は、取締役会<u>の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>(住所、氏名、印鑑の届出)</u></p> <p>第11条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）または登録質権者若しくは信託の受託者は、株主票により住所、氏名および印鑑を当会社の名義書換代理人に届け出でなければならない。外国に居住する株主は、日本国内に通知を受けるべき仮住所または代理人を定め、前項に準じて届け出でなければならない。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第12条 当会社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、<u>法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期後 3 ヶ月以内に招集する。必要ある場合は臨時株主総会を招集することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(総会の議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は取締役会長または取締役社長がこれに当たる。</p> <p>取締役会長および取締役社長事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により取締役中の 1 名がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。必要ある場合は臨時株主総会を招集することができる。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(総会の招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の規定ある場合を除いては、出席株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p><u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、<u>株主または代理人は委任状を当会社に差し出さなければならない。</u></p> <p><新 設></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の規定ある場合を除いては、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</p> <p>(代表取締役) 第20条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、取締役専務および取締役常務各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第22条 取締役会の招集は各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに通知を発する。但し、緊急の時はこれを短縮することができる。</p> <p><新 設></p> <p>(取締役会規程) 第23条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬、退職慰労金) 第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会で定める。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第25条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに通知を発する。但し、緊急の時はこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(執行役員、相談役、顧問)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会の決議により執行役員、相談役および顧問各若干名を置くことができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は<u>4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u> 前項の選任決議は<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</u> 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役は互選をもって常勤の監査役を定め、必要により互選をもって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 監査役会の招集は各監査役に対し会日より3日前までに通知を發する。但し、緊急の時はこれを短縮することができる。</p>	<p><削 除></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定し、必要によりその決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 監査役会の招集は、<u>各監査役に対し会日より3日前までに通知を發する。但し、緊急の時はこれを短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 <条文省略></p> <p>(監査役の報酬、退職慰労金)</p> <p>第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会で定める。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第33条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>その末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 当会社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者若しくは信託の受託者にこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者若しくは信託の受託者に商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。）</u>をすることができる。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 <現行どおり></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第37条 当会社は、<u>株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者若しくは信託の受託者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）</u>を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者若しくは信託の受託者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金等</u>)</p> <p>第36条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払う。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金および中間配当金</u>はその支払開始の日から満3ヵ年経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(<u>転換社債の転換により発行された株式に対する剰余金の配当等</u>)</p> <p>第39条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の<u>期末配当金</u>または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払う。</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は</u>、その支払開始の日から満3ヵ年経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>